

富里市PTA活動補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第133号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月31日告示第99号 平成31年3月13日告示第37号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(交付の目的)

第1条 市長は、学校と保護者の連携を図るとともに、児童及び生徒の安全な生活の環境づくりを目的に、富里市PTA連絡協議会の交流活動、研修会、安全活動に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象者、対象事業、対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 対象者 富里市PTA連絡協議会
- (2) 対象事業 富里市PTA連絡協議会の各交流活動、研修会及び安全活動にかかる事業
- (3) 対象経費 対象事業に要する報償費、消耗品費、賃借料、保険料、印刷製本費、旅費、燃料費、手数料、備品費及び事業に密接に関係する食糧費（当該団体の構成員は除く。）とする。

(補助金交付基準及び補助額)

第3条 補助金交付基準及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 交付基準 前条の対象経費の2分の1とする。ただし、児童及び生徒の安全確保活動に係る経費については全額とする。
- (2) 補助額 年額90,000円を限度として交付する。

(交付申請)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第6条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(富里市PTA連絡協議会補助金交付要綱の廃止)

3 富里市PTA連絡協議会補助金交付要綱(昭和63年告示第45号)は廃止する。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第99号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。